

泉南市総合交流拠点施設指定管理者基本協定書

泉南市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、泉南市総合交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理及び運営について次のとおり合意したので、泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年泉南市条例第20号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、適正かつ円滑に拠点施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）を行うために、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、拠点施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、産業の振興及び市民相互のふれあいと交流を促進し、もって一層の地域活性化を図ることにあ

ることを確認する。

（公共性及び民間事業者の趣旨の尊重）

第3条 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、拠点施設の設置目的、本業務の範囲及び基準に基づき、拠点施設の管理運営を行うことにより、公共の福祉の増進に資することを目的とするものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理運営の基準）

第5条 乙は、基本協定、指定期間内の各事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。）、条例及び関係法令等のほか、条例第5条の規定に基づいて取り交わした協議の内容等を記録した文書（以下「協議所」という。）に従い、本業務を行わなければならない。

(基本協定以外の規定の適用関係)

第6条 基本協定、年度協定及び協議書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、基本協定、年度協定の順にその解釈を優先させるものとする。

2 前項の規定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(指定期間)

第7条 この協定に基づく指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第8条 甲は、本業務の対価としての指定管理料を乙に対して支払わないものとし、乙は自らの費用において本業務を実施するものとする。

(本業務の範囲)

第9条 泉南市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年泉南市条例第40号。以下「設管条例」という。）第5条に規定する本業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設管条例の規定

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める管理運営業務

2 前各号に掲げる本業務の細目は、泉南市総合交流拠点施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(乙ができない業務の範囲)

第10条 次の各号に掲げる業務については、本業務の範囲に含めないものとする。

(1) 行政財産の目的外使用許可

(2) その他法令により甲が行うべきものとされている業務

(業務実施条件)

第11条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた業務の範囲及び第11条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲及び業務実施条件の変更については、前項の協議において決定するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、本業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護は、本協定終了後も遵守するものとする。

(情報の公開)

第14条 乙は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）の趣旨を踏まえ、基本方針や財政状況等について、個人情報を保護した上で積極的に本業務に係る情報の公開に努めなければならない。

(事業計画書)

第15条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、初年度においては「泉南市総合交流拠点施設管理運営実施計画書」をもって事業計画書の提出に替えるものとする。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第16条 乙は、条例第9条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

(1) 本業務の実施状況に関する事項

(2) 利用者の利用状況に関する事項

(3) 本業務に要した経費の収支状況

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理運営の実態を把握するために必要な事

2 乙は、収支に関する帳票その他本業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、甲が第19条の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(本業務の実施状況の調査)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙による本業務の実施状況を確認することを目的として拠点施設に立ち入り、実施状況の調査を行い、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、本業務の実施状況の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項の調査の結果、乙による本業務の実施が協議書等、甲が示し

た条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(拠点施設の管理)

第18条 乙は、拠点施設を善良なる管理者の注意をもって管理し、本業務の運営に使用するものとする。

- 2 乙は、拠点施設を本業務の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 乙は、拠点施設の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 乙は、天変地変その他の事故により拠点施設を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し)

第19条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当するとめるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 法第244条の2第10項の指示に従わないとき。
- (2) 本業務を行う拠点施設の設置目的に反した管理運営を行っていると思われるとき。
- (3) この協定及び別に定める年度協定の規定に違反したとき。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）の適用その他乙が本業務を引き続き行う財政的能力がなくなったと認められるとき。
- (5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者の信用が失墜したと認められるとき。
- (6) その他乙が拠点施設の指定管理者として本業務を継続することが適当でないと思われるとき。

(本協定の解除)

第20条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、本協定を解除するものとする。

(拠点施設の改修等)

第21条 拠点施設の改修及び改造等については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 拠点施設の修繕については、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のもの、また会計年度毎において修繕費用の累計 150 万円未満については乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

（危険負担）

第 22 条 この協定履行の際、甲の責めに帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上決定する。

- 2 この協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 乙は、損害に係る負担に備えるために協定履行中は施設（管理者）賠償責任保険に加入していなければならない。

（不可抗力発生時の対応）

第 23 条 不可抗力が発生した場合、乙は不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失を最小限にするよう努めなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第 24 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失が発生した場合、乙はその内容や程度の詳細を記録した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けた場合、損害状況の確認を行った上で、甲乙協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

（不可抗力による業務実施の一部免除）

第 25 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなつたと認められる場合、乙は不可抗力により受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第 26 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議により決定

するものとする。

(原状回復義務)

第27条 乙は、第7条に定める指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、拠点施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第28条 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第29条 乙は、この協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第30条 乙は、第7条に定める指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、拠点施設の管理運営業務が円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法・日時等については別途協議するものとする。

(運営協議会の設置)

第31条 甲及び乙は、必要と認める場合は本業務の適正かつ円滑な実施、情報交換や業務の調整を図ることを目的として運営会議を行うものとする。

(利用ニーズの把握)

第32条 甲は、拠点施設の設置者の立場から、必要に応じ利用者ニーズの把握を行うものとする。

2 乙は、拠点施設の管理者としての責任を果たす立場から、甲と協議の上、利用者へのアンケートの実施等により拠点施設の管理運営に係る利用者ニーズの把握を行うこととし、その結果を受けて甲乙協議の上で改善に努めるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第33条 乙は、拠点施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において自己の費用と責任において自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(利益の取扱い)

第34条 甲は、乙の管理運営基準が甲の要求基準を満たしていない場合、または利用者が拠点施設を利用する上で明らかに利便性を欠くと認められる場合は、甲乙協議の上、乙に改善を指示するものとする。

2 甲は、乙が前項の指示に従わないときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(利益の取り扱い)

第35条 乙は、本業務の実施にあたり各年度の決算において経常利益が発生した場合は、その20%相当額を甲に寄附するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき寄付を受けた場合は、地域活性化に資するよう活用するものとする。
(協定の変更)

第36条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更になったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を変更することができるものとする。

(疑義等の決定)

第37条 この協定の各条項等について疑義が生じたとき、又はこの協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 泉南市樽井一丁目1番1号
泉南市長 山本 優真

乙

別 記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、基本協定書（以下「本協定」という。）による個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項各号に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 指定管理者は、本協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本協定終了後も同様とする。

(管理目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 指定管理者は、本協定による事務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内において行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 指定管理者は、本協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(第三者への個人情報の処理の委託の禁止又は制限)

第5条 指定管理者は、本協定の事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に委託するときは、市の承諾を得なければならない。

(事故発生時の報告義務)

第6条 指定管理者は、本協定の事務を処理するにあたり個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(個人情報の抹消義務)

第7条 指定管理者は、本協定の事務を処理するため市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、指定期間満了後直ちに市に返還し、又は引渡し、若しくは市の指示に従い抹消するものとする。ただし、市が別に指示した場合は、当該指示に従うものとする。

(損害賠償義務)

第8条 指定管理者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、指定

管理者は、それにより生じた損害を賠償しなければならない。

(適正管理)

第9条 指定管理者は、本協定による事務进行处理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。指定管理者自らが当該事務进行处理のために収集した個人情報についても同様とする。